

平成19年度第4回総合セキュリティ対策会議

(平成19年12月7日)

発言要旨

【委員報告】

委員より、ホットライン運用ガイドライン検討協議会の経過について報告。

- 刑法202条の自殺関与・同意殺人の絡みで、自殺を推進するような情報は、違法情報になるのか。
- 違法情報ではなく、違法行為を直接的かつ明示的に請け負っているととらえられる場合には、公序良俗違反の類型になる。

【事務局説明】

事務局から、論点整理として、考えられる対応策等に係る検討事項について説明。

- 国民への啓発は非常に重要なことであるが、誰が国民に対して啓発するか、つまり、スキームの図の総合セキュリティ対策会議の下にある協議会が主体的にやっていくということか。
- 事務局： そういう場合もあるし、権利者団体、ISP、あるいは関係省庁で個別にやるということもある。
- 啓発については、いわゆる情報リテラシーというか、例えば中学生、高校生の教育等から指導していくのが非常に大事ではないかと思っている。
- 現在、総務省、文部科学省、通信関係の業界団体で、インターネットや携帯電話に関する情報リテラシー的な安全・安心講座を、全国の小・中学校に出向いて実施し、今年度、全国で約1,000校に実施している。
- 情報リテラシー教育によって著作権侵害問題が解決されることが本道だが、プラスアルファの部分として、民間団体だけではなく官も含めた協議会のようなものができ、具体的な解決を目指す、そういう1つの大きなばねのようなものが必要ではないかと感じている。
- 御指摘のとおりだろうと思う。当会議での取りまとめが終わったら、関係者で協議会を発足させることから、まさに啓発も始まるのではないかと思う。
- 侵害事犯への対処についてだが、(放流元IPを)検出するためには、具体的なセンサーみたいなものを入れて動かすことになると思うが、この協議会が一括して何かするイメージか。
- 事務局： スキームの図で、著作権団体のグループの下に、「①公開者IP

の特定」と書いているが、今のところは、著作権団体で行うイメージである。

○ 承知した。現実問題として、検出しやすい相手や検出できない相手がいるが、分散配置を行わないと技術的に難しい点もあると思うので、その辺はISPにいろいろな協力をお願いする必要があるのだろう。

○事務局： 協議会の場で、著作権団体とISP、あるいは関係省庁を交えて検討し、最終的な形は決まってくると思う。

○ 2ページのような枠組みで協力することは、確かに必要かと思う。ただ、発信者の特定となると、実際に法的にどこまで情報開示ができるのかという点で、非常に難しいものがあると考えている。

また、この枠組みは、著作権法に基づいた枠組みと理解しているが、この枠組みとは別に、いわゆるプロバイダ責任制限法に基づく権利侵害の対応として、削除や発信者情報開示の手続等も定めて対応している。

ただ、発信者情報の開示となると、通信の秘密を含めて厳格な対応が求められており、ここで著作権法に基づく発信者情報の開示が具体的にどこまでできるのかということに関しては、本当に慎重な検討を、相応のメンバーで行っていく必要があると考えている。

○事務局： そういう点も含め、検討する場として協議会が活躍できるのではないかと考えている。

○ 権利侵害者のIPを特定するための技術的開発等が必要とあるが、IPを特定する技術は、既に持っているところがある。その精度の評価については誰が行うイメージなのか。

例えば、刑事裁判の証拠能力程度の精度というのであれば警察等が技術的に検証する必要があるかと思ったので、そのあたりの考えを伺えれば。

○事務局： 犯罪捜査に耐え得る程度の証拠という意味では考えておらず、次の手続に進むのに耐え得る程度のものという整理をしている。

○ 精度の話だが、技術的に見れば、通信を行っている以上、IPが特定できるのはまず間違いない。

ただ、ネットカフェや無線LAN等のポイントに行ってしまった場合、開示までいけるかというのが課題になるのではないか。例えば、IPまでわかった場合、相手を特定しないまでも、その人に対して警告メールを送ることができれば、別に問題はないし、相当な抑止になると思う。

○事務局： 今のは警告のような話だと思うが、その点は、「確認メール」という言い方をしているが、こういう形でメールを送れば、もしその人が真に違反している人であれば、警告的な意味合いもあると考えている。

○ 了解した。開示までいくのは最後の段階で、事前に抑止できるものは、全部落とせば落とすということによいか。

- 事務局： そのとおり。どういう場合に何を開示できるかは十分に詰ま
っていないし、開示までは行かずに終わることもあり得ると思っ
ている。
- ISPは照会を受けた（IPに基づく）メールアドレスに対し、確認メ
ールを送ることは可能性として特に問題はないし、でき得ると思う。
ただし、発信者情報の開示という話になると、現実の対応としてはかな
り難しいところかと思うので、内容については、今後詰めるという方向で
検討する事項だと認識している。
- まず、確認メールを出して、違反者については、違反行為の認識と再考
の機会の付与というスキームまでできれば、大きな前進だと思う。また、
発信者情報の開示については、いわゆるプロ責法との関係もあるので、具
体的な方法については、時間をかけて丁寧にやる事項だと思う。
- （アカウントの）利用停止という部分だが、これは確認メールの送付の
流れが一步進んだ形態かと思う。契約約款のモデル条項にも触れられてい
るが、現在のような状況や要請に応じて改め、まず確認メールを送れるよ
うな枠組みを作ることが必要で、利用停止についても同様に、さらに一步
進んで条項を改めていくという動きがきっと必要になると考えている。
- 著作権侵害の場合は、例えばいわゆる表現の自由や性的表現と関わるよ
うな情報とは違って違法性は明白であり、この契約約款モデル条項につい
ても、もともと見直しをしなくても現状で対応できるように作られてい
ると思うが。
- 契約約款モデル条項については、違法・有害情報に対するガイドライン
とセットで公表している。
禁止事項としては、第1条（1）にあるように、他者の著作権、商標権
等の知的財産権を侵害する行為ということに該当する。そして、禁止事項
に該当した場合は、第3条にあるように情報の削除等、場合によっては、
第4条の利用の停止、第5条の解約ということを約款上で規定している。
したがって、指摘のとおり、現状においても契約約款モデル条項からす
ると、著作権の侵害行為には該当するということになる。
- そうすると、特定したIPに基づく照会、確認要請、開示についても、
（契約約款モデル条項の）第1条の禁止規定に絡めて考えていくと、微妙
な問題も避けられるのではないか。
- 契約約款上においては、禁止行為をうたい、情報の削除、解約等を規定
しているが、これらは仮に間違っただとしても、その情報を再度アップロー
ドして対応することができる。
ところが、発信者情報開示という話になると次元が違う話であり、いわ
ゆる個人情報を含めて通信の秘密を開示することになる。これは厳格な対
応が求められている部分なので、約款上では一切規定していない。情報の

- 開示がどこまで許されるかについては、慎重な検討が必要と考えている。
- 著作権は、違法性がほかのものよりクリアであり、情報開示の正当化でも影響し得る。しかし、モデル約款の類推や延長として発信者情報を開示することまでイコールではないのだろう。だから、そこはやはり協議会をつくって議論していくべき事項なのだと思う。
 - 補足だが、契約約款モデル条項については、違法・有害情報への対応であり、禁止事項には有害情報も含んでいる。すなわち、有害情報の場合は、契約約款に基づく対応しかできないため、こういった約款の整備を進めてきているのが現状である。
 - 権利者団体からの通報の中に、権利侵害の明白性に加えて、発信者の特定まで含めるのかということについて。プロバイダとしては、ある程度の保障がないと、対応しづらいのではないかと思う。
逆に、技術の精度に関しては、権利者団体が民間の会社に委託して開発するのか、協議会がそれをやるのか、そのあたりがよくわからない。
 - IPを特定するための技術的開発や制度の検証が必要であるということは、はっきり書いてある。ただ、誰がオーソライズするかなどは、やはり当事者である協議会になるのだろう。
 - ほかの違法・有害情報と違って、著作権侵害は具体的に明白で、その点については、誰が発信しているかという問題とは別であり、あまり技術の精度の問題とは関係ないような気がするが。
 - 最後は、間違いのない通報だということとどこかが担保しないとだめだと思う。それを協議会か、権利者団体側の任意でやるのかが決まっていないとプロバイダ側も判断に迷うのではないかという趣旨。
 - この点は、実証も含め、権利者側、ISP側両方で納得性、合理性、信頼性を確認していけば、進んでいくのではないか。
 - やはり著作権侵害の違法性それ自体は、実体法的にはっきりしている。発信元がはっきりしていない点については、手段として、協議会の中で合意が得られる形で議論していくのだろう。デモなどを見る限り、それほど超えるバーが高いものではないような気がしているが。
 - ISPと権利者団体との間に協議会を置いて、協議会に何となくいろいろなしわ寄せが来そうな感じもする。著作物の有効性の判断など、難しい案件も出てくるのではないかと思うが。
 - その件については、プロバイダ責任制限法のガイドラインの作成において、やはり同様の議論がされ、結論を得て実行されている部分があるので参考にできるだろう。また、著作物の有効性判断については、やはり権利を持っているところでないとは判断できないことがあり、そういう役割分担は、協議会があったとしても、権利者側に課されるのだろうと思う。
 - 事務局案としては、協議会を作り、警察庁や関係省庁もオブザーバで参

加する。しかし、主体はあくまでもISPと著作権団体なので、両者の合意が得られなければ協議会はできない。ここが一番ファンダメンタルなところだが、双方は協議会を作ることには異存はないのか。

- 著作権団体としては、ガイドライン作成等で、ISPと緻密に時間をかけてやって成功しているし、また、こういう協議会の中で現在のような議論がされ、コンセンサスができることは、恐らく世界的に見てもすばらしい活動になると思う。
- ISPとしては、前回のプレゼンのおりで、実態として権利侵害問題が非常に深刻な状況にあるので、具体的にどういう対処方法があるかという観点から著作権団体と議論する場が必要であり、それが協議会だと理解している。

ただ、プロバイダ責任制限法の中で動いている枠もあるので、その整合性を含め、こういった形の協議会を設けていくかということも、もう少し議論していきたいと思う。

- こういう協議会をつくるのが一番進みやすいとは思いますが、本格的にやろうとすると、検討のための技術者を出すなど持ち出しの部分も大きくなるような気もする。また、何かモチベーション的なものがあつた方が動きやすいのではないか。
- インセンティブに当たるものは、要するに、官の側で何か用意するべき、という趣旨か。
- 具体的には分からないが、アメとムチ的な両方の要素のようなものがないと、技術者たちを集めるのが難しいのではないかと思う。
- この協議会は、技術開発の部分もあるのかもしれないが、基本的には話合いの場で、もう少しコストの低いものをイメージしているが。
- 実際に検出して動かすというところまで行こうとすると、情報の伝達や警告という流れと密着したシステム構築、極端に言えば業務アプリケーション開発みたいなイメージで技術者が横に張りつく必要があるような気がしている。
- やはりIPの特定がポイントで、IPが特定できれば、ISPとしては多分、照会・確認要請・開示については、手続の話はあるものの、可能な話だと思う。

ただ、ISPの特徴としては、基本的にIPをダイナミックに払い出しているんで、IPだけの特定では駄目で、どの時間にこのIPを使ったということがセットになって初めて個人までたどり着くことになる。

その辺が既成技術としてあるのかがわからないので、それを全部この協議会でやるのかが議論だと思う。今、答えは出ないのだが、そこがクリアできれば、あとは協議会で取決めや条件を話せば良いだけなのだと思う。

- そもそもこの協議会の第1目的に何を置くかということは、今後、プロ

バイダ側と権利者団体で決める話だと思う。その中で要は、IPを100%特定するというのを最優先にするのか、他方、仕組みを作り、例えば警告メールを出して侵害をできるだけ減らすことと、周知啓発的な活動をメインにするのかという議論であり、個人的にはまず後者の方から着手するという観点での事務局提案だと考えている。

まずはその観点から、協議会という形で検討を進め、その過程で技術的な観点が出てきたときに、次のステップとして詰めていく話かと思う。

- 1点質問だが、協議会には警察庁や関係省庁もオブザーバとして参画があるが、どの省庁が参加するかはこの場で決めるのか。
- 事務局： 報告書の段階では、「関係省庁」という形になると思う。
- 先ほどの補足として、現実的な検討を行う場合、相当システマ的な検討が要するという意味から技術者が必要と言ったままであり、基本的には協議会で検討して行くという方向性には賛成である。
- 総合セキュリティ対策会議は警察庁の会議なので、犯罪捜査や抑止という観点からWinny等を使った権利侵害への対応を考えた場合、警察の取り組みのウエイトが小さいような印象がある。何となくもう少し警察が強いフォローをするような方策を検討してもよいかと思ったが。
- 事務局： 著作権侵害情報も含め、刑事罰で担保されている違法な情報に対するスタンスについてだが、当然、警察は犯罪捜査機関なので、違法な行為があればそれを取り締まっていかなければならない立場にある。ただ一方で、御承知のとおり、あまりにも大量の違法情報が氾濫している状態であることも事実である。これを全部、犯罪捜査として警察で対応するという事は、事実上できないだろうと考えている。

そういう意味で、なるべく違法な情報が氾濫している状況をなくしていくための施策を考えていくということも、我々としては大事な施策の一つではないかと考えている。
- その点については承知した。ただ、今回の着地点として、警察庁の業務委託ではない協議会の設置という部分について、これまでのホットラインセンターの議論等と少し性格が異なるのではないかと、という疑問を持った次第である。
- 何年か前になるが、自殺予告事案が集中的に発生した際は、この総合セキュリティ対策会議において、それに対する枠組みを議論し、その結果を踏まえ、業界団体として、警察庁と総務省に入っただき、自殺予告のガイドラインをまとめた。したがって、事務局から説明があったように、やはりできるだけ犯罪を未然に防ぐための方策ということも、この会議の検討事項として、適していると考えている。
- 警察は刑事警察だけではなくて、犯罪を予防する行政的な役割も大きい。

著作権侵害の現状は非常に重大であり、それに対応する措置をとらなければいけないという、一番肝心な大きな方向性ははっきりしていると思う。今日までの議論としていくつか確認だが、啓発活動はしっかり行っていく必要がある。また、協議会をつくるという方向で、全体として異存はない。ただ、具体的にどこまでできるかということについては、協議会で慎重に議論していくという感じだろう。

(以上)